

緊急雇用創出事業基金事業（地域人作り事業）
愛知産ジビエ利活用促進人材育成事業業務 業務委託仕様書（案）

1 事業目的

本事業は、愛知産ジビエの利活用を推進するため、新たに失業者を雇用しOFF-JTとOJTを組み合わせた人材育成事業を委託することにより、愛知産ジビエの利活用促進のための人材を育成することを目的とする。

<本事業における愛知産ジビエの定義>

県内で捕獲され、県内の食品営業許可（食肉処理業）を受けた処理場で処理されたイノシシとニホンジカの肉のこと。

2 事業目標値

以下の目標を達成するため、最大限の努力をすること。

- ・別紙「雇用に関する事項」に記載する本事業で雇用する新規雇用失業者の人数
3人

3 事業内容

愛知産ジビエの消費拡大のための人材育成にあたっては、以下の業務に基づき必要な知識・技能を身につけさせることとし、必ずOFF-JTとOJTを行うものとする。

(1) OFF-JT

OFF-JTとして、以下の研修を実施することとする。

- ア 折衝・交渉能力研修
- イ 企画立案能力研修
- ウ 調整・合意形成能力研修
- エ 情報発信能力研修
- オ その他、人材の育成にあたって乙が必要と考える研修

(2) OJT

OJTとして、以下の業務を実施することとする。

ア 販路開拓業務

愛知産ジビエの消費拡大を図るため、愛知産ジビエを使ったジビエ料理を提供する飲食店の増加及び継続して使用させるための販路開拓を行う。

なお、業務の一つとして「ジビエ・グルメ・グランプリ2015（仮称）」を開催することとする。

イ 消費拡大PR業務

県内で開催されるイベントへ出展し、愛知産ジビエの消費拡大をPRするとともに、アンケート調査を行う。

なお、平成27年9月に久屋大通公園久屋広場（名古屋市中区）で開催される予定の「ふるさと全国県人会まつり」へのブース出展が可能となった場合は出展し、愛知産ジビエを使った試食品を配布し消費拡大のためのPRを行うとともに、アンケート調査を実施することとする。

ふるさと全国県人会まつりに出展できない場合は、都市地域で開催され、県農林水産部が主催若しくは主催者の一部ではないイベントへ出展し、愛知産ジビエを使った試食品を配布し消費拡大のためのPRを行うとともに、アンケート調査を実施することとする。

また、県が主催若しくは県が主催者の一部であるイベント（「あいちの農林水産フェア」等）に出展できる場合は、できる限り出展し、愛知産ジビエを使った試食品を配布するなどの消費拡大のためのPRを行うとともに、アンケート調査を実施することとする。

実施したアンケート調査は集計・分析し、甲へ報告することとする。

ウ 情報発信業務

販路開拓業務や消費拡大PR業務の成果等をホームページ等で公開し、広く県民のジビエ需要を喚起する。

エ その他、人材の育成にあたって乙が必要と考える業務

4 対象経費

(1) 人件費

乙の既雇用者、新規雇用失業者に支払われる人件費で、対象経費は以下のとおりとし、乙の諸規定に基づき支払うものとする。

ア 給与等

本事業に従事する乙の既雇用者及び新規雇用失業者に支払われる給与や賃金、乙の既雇用者が登録派遣労働者の場合は派遣料金に0.7を乗じた額（委託業務以外の業務にも従事させている場合は按分して計上すること）

イ 通勤手当

新規雇用失業者に支払われる通勤手当、乙の既雇用者の本来業務場所とOJTの実施場所が異なる場合のOJT実施場所への通勤手当、乙の既雇用者が本事業に専従した日の通勤手当

ウ 法定福利厚生費

本事業に従事する乙の既雇用者及び新規雇用失業者の法定福利厚生費（雇用保険料、労災保険料、健康保険料、厚生年金料、介護保険料）の事業主負担分

エ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(2) 物件費

本事業の実施に必要な物件費とする。

ただし、事業を実施する場合に必要な機器等は、原則リースあるいはレンタルで対応すること。なお、締結する契約においては透明性を確保し、契約期間終了後は物件を返還する契約とすること。

ア OFF-JT費

OFF-JTに係る経費。

(ア) 研修機関でのOFF-JTの場合

新規雇用失業者の研修機関への入学料（入学料、登録料）、授業料（講座受講料、実習費等）、教科書代や教材費、研修機関に通うための旅費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費、研修機関より貸与されるパソコン等器財のレンタル費 等

ただし、受験料や免許登録に係る費用（受験会場までの旅費含む）は対象外とする。

(イ) 乙自ら行うOFF-JTの場合

外部講師に係る謝金及び旅費、新規雇用失業者の旅費、教材費、研修に必要な資材に係る経費 等

ただし、謝金の算出においては、甲の謝金規定によること。

イ O J T 費

乙の既雇用者が新規雇用失業者の指導にあたる間の当該雇用者の賃金、新規雇用失業者が O J T で使用する費用（旅費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費 等） 等

ウ 事務雑費（間接費）

上記に掲げた経費を除く、事務に要する経費。

エ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

5 その他

- (1) 乙は、新規雇用失業者の人材育成内容について、業務日報を作成する等書面により、その結果を確認できるよう整備すること。
- (2) 乙は、事業終了後に新規雇用失業者から人材育成の内容についてのアンケート調査を実施するとともに、その結果を保管すること。
- (3) 乙は、新規雇用失業者の継続雇用や次の職業に就くことができるよう就業支援に努めること。
- (4) 乙は、事業の実施にあたり、甲と十分な打ち合わせを行うとともに、作業の進捗状況を適時、甲へ報告すること。
- (5) 乙は、事業の遂行上必要と認められるものであって、緊急雇用創出事業等事業実施要領及び契約書の解釈に疑義が生じた事項及び明記していない事項については、甲と協議し、甲の指示に従わなければならない。
- (6) 乙は、打ち合わせのための資料及び議事録等の作成を行うこと。
- (7) 乙は、関係書類を平成 33 年度まで保管する義務を負うとともに、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。
- (8) 甲の職員は、随時委託事業の事業に立ち会うことができるものとする。
- (9) 本事業において、下記の通年で愛知産ジビエを扱っている事業者以外の愛知産ジビエを使用する場合は、その肉を解体処理した処理場事業者の食品営業許可証（食肉処理業）を乙の責任において確認することとする。この場合は、食品営業許可証の写しを甲へ提出することとする。

<通年で愛知産ジビエを扱っている事業者>平成 26 年 4 月 1 日現在

N P O 法人中部猟踊会

住所：岡崎市夏山町字外田 2 - 6

電話：0564-82-3638

株式会社三河猪家

住所：新城市矢部字広見 5 3 番地 5

電話：0536-22-4429